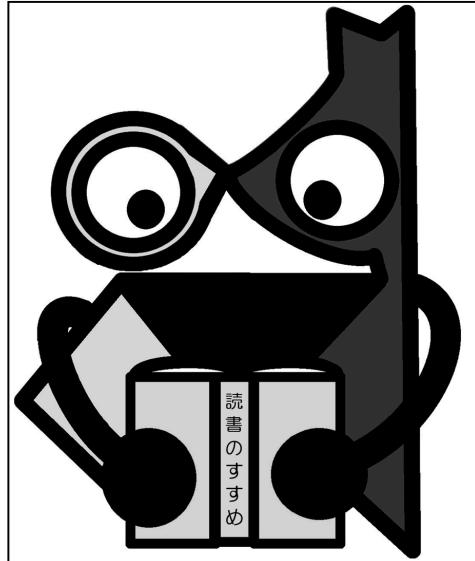


# 山鹿市読書活動推進計画（第2次）

～ふくらむ夢 広がる世界 読書から～

『山鹿市読書活動推進キャッチフレーズ』



『山鹿市読書活動推進ロゴマーク』

山鹿市教育委員会

## もくじ

1 計画策定の目的	1
2 基本的な指針	1
3 第1次計画の成果と課題	2～4
4 子ども読書活動推進計画	5
第1章 子ども読書活動推進計画策定のための基本方針	5
1 子ども読書活動の意義	5
2 子ども読書活動の現状	5
3 子ども読書活動推進の基本的な考え方	6
第2章 子どもの読書活動推進のための取組	7
1 家庭	7
2 学校	8～9
3 公立図書館（図書室）	9～10
4 幼稚園・保育園・児童館・地区公民館	11
第3章 施策の効果的な推進に向けて	12
1 推進体制等	12
2 財政上の措置	12
5 生涯読書活動推進計画	13
第1章 生涯読書活動推進計画策定のための基本方針	13
1 生涯読書活動の意義	13
2 生涯読書活動の現状	13～14
3 生涯読書活動推進の基本的な考え方	14
第2章 生涯読書活動推進のための取組	15
1 自主的に読書に親しむための環境整備	15
2 読書活動を推進するための連携や支援	15～16
3 理解や関心を高めるための啓発及び普及	16
第3章 施策の効果的な推進に向けて	17
1 財政上の課題と措置	17
6 計画の期間	17

## 参考資料

- (資料1) 子どもの読書活動の推進に関する法律
- (資料2) 文字・活字文化振興法

## 1 計画策定の目的

山鹿市では、平成20年4月に「山鹿市読書活動推進計画」を策定して、様々な施策に取組んできましたが、平成24年度末をもって計画期間が満了しました。

読書活動は生涯学習の中心的な活動であり、乳幼児から大人まで、すべての市民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために必要不可欠な活動です。このことを第一義におき、これまでの成果を検証したうえで、新たな計画に基づいて、取組みを引き続き進める必要があります。

特に、子どもの読書活動の推進は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を育んでいくうえで、重要な施策と捉えています。

しかし、携帯電話やインターネットの普及も影響しているためか、依然として中学生・高校生世代には読書離れの傾向が見られます。

今回、「山鹿市読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次計画」という。）の策定にあたり、子どもの読書活動の推進を中心に、第1次計画の基本的な目的や考え方などを引き継ぐこととします。

また、これまでの取組みの成果と課題を整理し、新たに予定される施設や設備を生かすべく、今後5年間の読書活動を推進するための指針を明らかにします。

この計画に基づき、今後も積極的に読書活動の推進を図っていきます。

## 2 基本的な指針

いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行うことができるよう家庭、地域、学校、公立図書館及び図書室、ボランティア、行政などが一体となって、社会全体で読書環境の整備と充実を図り、積極的に読書活動を推進します。

### 3 第1次計画の成果と課題

山鹿市では、平成20年4月に「山鹿市読書活動推進計画（第1次）」を策定し、次世代を担う子どもたちや生涯学習時代を生きる市民が、自主的に読書活動を実現できる環境の整備を目指して、様々な施策に取組んできました。

ハード面では、身近に図書に接することのできる公立図書館・図書室の整備のため、図書館システムの構築を行い順次ネットワーク化を進めるとともに、街角ライブラリーを増設しました。

その結果、個人利用者や貸出冊数が増加するとともに、読書の必要性が周知されました。

また、学校と連携した読書感想文・感想画コンクールや読書オリンピックを開催し、子どもたちの読書の意欲を高めるとともに、読書活動推進員を配置したことにより、学校図書室の整備や蔵書の管理が進み、快適な空間を提供することができました。

さらに、おはなしグループやボランティア育成を図ったことで、子ども向けのイベントが多数開催されるなど、親子の読書習慣が向上したと考えられます。

しかしながら、蔵書数や市民一人当たりの貸出数も、全国平均からすると低位にあることや利用者の世代的な偏りが見られるなど、今後も幅広く読書活動を推進していく必要があります。

#### (1) 公立図書館及び図書室を利用した読書活動について

##### ア. 利用登録者の利用状況について

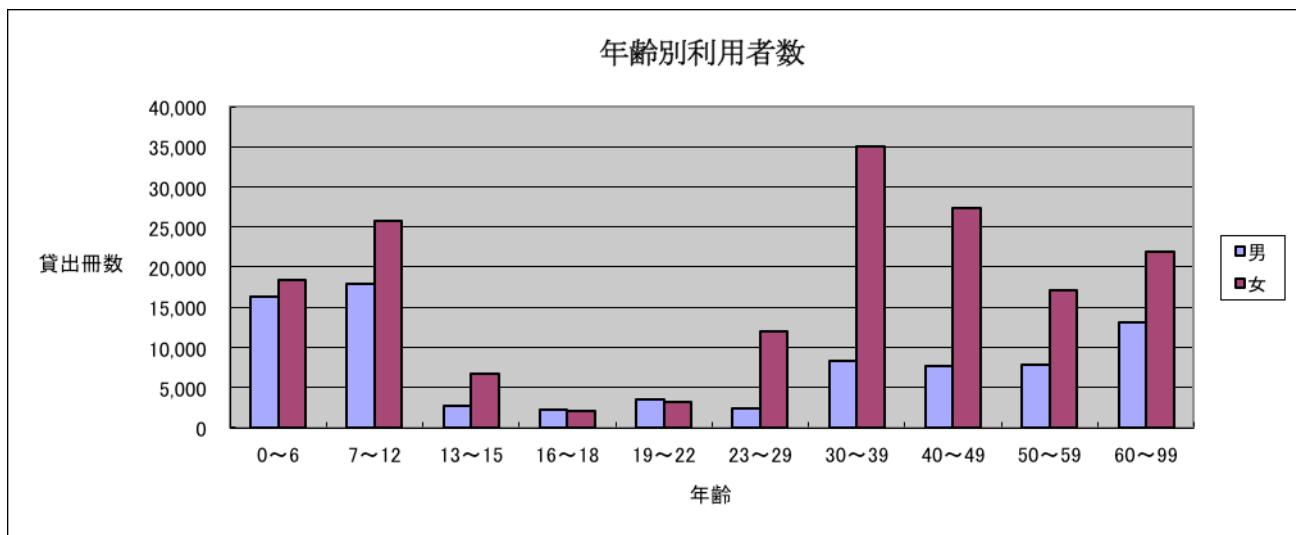
年 度	平成20年度	平成23年度
蔵書数	73, 011 冊	86, 974 冊
個人登録者数	9, 629 人	12, 764 人
延べ利用者数	48, 756 人	59, 210 人
貸出冊数	152, 378 冊	251, 239 冊
利用者一回当たりの平均貸出冊数 (貸出冊数／延べ利用者数)	3. 12 冊	4. 24 冊
市民一人当たりの貸出数 (貸出冊数／人口)	2. 63 冊	4. 48 冊
個人登録率 (登録者／人口)	16. 6%	22. 7%

## イ. 年齢別の利用状況について

年齢別利用者数

単位：人

性別	年齢										
	0~6	7~12	13~15	16~18	19~22	23~29	30~39	40~49	50~59	60~99	合計
男	16,290	17,851	2,685	2,181	3,503	2,338	8,297	7,670	7,815	13,057	81,687
女	18,363	25,782	6,675	2,121	3,224	12,036	35,000	27,398	17,051	21,902	169,552
合計	34,653	43,633	9,360	4,302	6,727	14,374	43,297	35,068	24,866	34,959	251,239



公立図書館及び図書室の登録者数は、平成 20 年度と比べると平成 23 年度は 17% 増となり、延べ利用者については 21% 増となっています。

また、貸出冊数についても 64% 増となっていますが、13 才から 22 才までの利用者数は全体の 8% に留まっており、極端に利用者数が少なくなっています。

公立図書館では図書館司書やおはなしボランティアによる「おはなし会」が週 3 回実施され、館内において、読書の啓発活動を行っていますので、同年代の利用促進につながる読み聞かせや、読書にかかるイベント等も定期的に開催する必要があります。

## (2) 街角ライブラリー（ミニ図書館）の設置状況について

年　度	平成 20 年度	平成 23 年度
公設公民館		7ヶ所
公共施設	1ヶ所	2ヶ所
郵便局	4ヶ所	4ヶ所
商業施設及び個人商店		2ヶ所

街角ライブラリーとは、市民の皆さんのが自由に利用できるよう、身近な所に設置した本棚一本分のミニ図書館のことです。

本を見たい・本を読みたい市民の方で、公立図書館や図書室から遠い地域に住んでいる方や、足を運べない方々のために、行政関係機関や経済団体及び商店や病院、郵便局等に協力いただき、設置を行っています。平成 20 年度の 5ヶ所から 10ヶ所の増設を行い、設置場所近隣の方々に利用され、たいへん好評です。

今後も、公共施設、病院、郵便局及び個人商店などの協力を得ながら、街角ライブラリーの輪を広げる必要があります。

## (3) 移動図書サービスの状況について

年　度	平成 20 年度	平成 23 年度
巡回施設数	21ヶ所	28ヶ所
貸出冊数	15, 625 冊	30, 677 冊

平成 20 年度から、市内の希望される保育園や幼稚園へ、図書を配本する移動図書サービスを始め、平成 21 年度に支援センター 3 施設、平成 22 年度に老人ホーム 3 施設、平成 23 年度に保育園 1 施設を加えました。

今後も、配本施設数を増やし、幼児期から本に触れ合える環境づくりを図って行きます。

## (4) 健康福祉センター及び健康センターや公民館における読書活動について

健康福祉センター及び健康センターでは、絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しい時間を分かち合うことを目的として、3、4ヶ月検診時「ブックスタート」を実施し、読み聞かせのアドバイスや絵本のプレゼントを行いました。

また、ブックスタートの延長として、1歳半検診時の「ブックスタート・プラス」を平成 22 年 7 月から実施し、読み聞かせのアドバイスや絵本のプレゼントを行い、親子で読書に親しみきっかけづくりを行いました。

おはなしボランティア連絡協議会主催の「巡回おはなし会」は、定期的に開催されましたが、公民館を利用したおはなし会や読書に関する講座の開設が課題となっています。

## 4 子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市子ども読書活動推進計画」を策定します。

### 第1章 子ども読書活動推進計画策定のための基本方針

#### 1 子どもの読書活動の意義

少子高齢化、核家族化、高度情報化の一層の進展によって市民の価値観、生活スタイルが変化し、子どもたちを取り巻く環境や子どもの成長に大きく影響しています。

また、活字離れ、読書離れが豊かな人間形成の妨げとなっているとの指摘があるように、社会問題である児童虐待、いじめ、凶悪な犯罪行動による悲惨な事件が相次いでいます。そのような中で、子どもの乾いた心に潤いを取り戻すことは、差し迫った緊急課題となっています。

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことにより、言葉を理解し、表現力、語彙量を増加させ、洞察力、創造力や想像力を体得し、さらに、日常生活の限られた直接体験では得られない作品世界を間接体験することで、思いやりの心と生きる力を身につけることができます。

読書は、次世代を担う子ども一人ひとりの健全な心の成長を促し、豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を培うため、極めて重要な可能性を持っています。そのため、この可能性に期待し、一人ひとりの子どもたちの成長の過程において、読書の機会が深く浸透するための施策を、山鹿市挙げて総合的に推進していく必要があります。

#### 2 子ども読書活動の現状

子どもたちは、テレビゲームやDVD等の多様なメディアの普及、インターネットや携帯電話に代表される情報ネットワークの広がりによって、音声や画像等の情報を日常的にたやすく入手できるようになりました。

このように、子どもたちの生活環境が大きく変化したため、興味・関心が多様化し、活字離れや読書離れが進んでいます。その結果、言語能力の低下、語彙量の減少、表現力の低下、日本語の乱れなどに影響が出てきていると指摘されています。

さらに、情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受身の姿勢を人々にもたらしやすく、自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められています。

### 3 子ども読書活動推進の基本的な考え方

#### (1) 読書に親しむ子どもが育つための家庭、学校、地域の環境整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、学校、地域を通じた社会全体での取組みが必要です。

そのため、子どもが身近に図書に接することができる施設や環境を整備します。

#### (2) 家庭、学校、地域が相互に連携・協力した取組み

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要です。

そのため、家庭・学校・地域が連携・協力した取組みをすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進します。

#### (3) 読書活動への理解と関心のための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深めることが必要です。

そのため、広く子どもの読書活動についての社会的気運の醸成を図るため、啓発・広報活動を推進します。

#### (4) 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行える環境を整えるためには、関係機関や団体がそれぞれの役割に応じた取組みが必要です。

そのため、各関係機関や団体は、下記の役割を主体的に担い、子どもの読書活動を推進します。

ア 家庭：本に親しむ環境づくり

イ 学校：図書室教育の充実、読書活動推進員（注1）との連携、学校関係者の意識高揚、読書の習慣を身につける機会の提供

ウ 公立図書館（図書室）：読書活動推進事業の実施、市民団体及びグループ活動への支援、ボランティアの養成、読書相談・読書情報の提供

エ 幼稚園、保育園、児童館、地区公民館：読み聞かせ等の充実

(注1)子どもの読書活動の推進を図る為に、小・中学校図書室の図書整理や蔵書管理、読書推進のお知らせ活動などを行っている推進員のことです。

(注2)子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアグループのことです。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための取組み

### 1 家庭

#### (1) 本に親しむ環境づくり

##### ① 現状

近年の核家族世帯の増加や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加により、親子や祖父母・孫など家族間で共有する時間が減少し、家族での読書の習慣も受け継がれにくくなっています。さらに、家族では読書に対する理解や関心が薄れ、読書への価値認識が低下しています。

また、子どもたちも読書以外の趣味や遊び、習い事などに費やす時間が多くなる傾向があり、読書離れが進んでいると考えられます。

##### ② 充実に向けての取組み

ア 読書の習慣は、家庭の日常から始められるのが本来の姿です。読書に関する家族の語り合いの時を楽しみ、読書に誘う雰囲気作りを心がけます。

イ 子どもの興味や関心に添う本を、家庭の蔵書として増やしていく喜びを、家族で共有します。

ウ 家族で公立図書館及び図書室、地域文庫、書店を利用するとともに、読書相談や読み聞かせなどの事業に参加します。

エ 育児サークル等が実施している読み聞かせ等の活動に参加します。

オ 家族による読み聞かせを行い、特に、乳幼児期は、絵本や紙芝居を活用します。

カ 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有します。

キ 情報を得るために、学校、公立図書館、保育園等で作成された保護者向けのブックリストや教育委員会から配布する「乳幼児・小学生のための絵本ガイド」などを利用します。

ク 学校、公立図書館、市民団体が実施する講演会や研修会などに参加します。

ケ 健康センター等での乳幼児健診の際、子育て支援としての「ブックスタート事業（注3）」及び「ブックスタート・プラス事業」（注4）に参加します。

（注3）1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児検診などの際に図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す事業で、山鹿市では3・4ヶ月検診時に実施しています。

（注4）1歳半検診時に赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す事業です。

## 2 学 校

### (1) 読書する「心」を育む学校図書室での教育

#### ① 現 状

小・中学校の図書室では、読書活動を支援する図書担当教諭が兼任又は不在で図書室に常勤できない状況から、調べ学習への支援や、図書室の利用指導などが十分に行われていない状況です。

また、蔵書構成も子どもたちの興味や関心を引く図書が少なく、図書の配架も子どもに探しやすいように整備されていない状況にあり、平成20年度から読書活動推進員の配置を行いましたが、まだ十分に解消したとは言えません。

児童・生徒へ読書習慣を身につけさせるために、本や図書室に親しむ態度を育成する必要があります。

#### ② 充実に向けての取組み

ア 児童・生徒の多様な興味・関心に応じられる蔵書の質と量を確保します。

イ 障がいのある子どもに配慮した図書資料等の選定と読書活動に工夫を図ります。

ウ 校内に気軽に短時間でも立ち寄れる図書室の場所を選定します。

エ 児童・生徒向けの利用の手引きやしおり、図書室便りなどを作成・配布し、啓発活動を行います。

オ 児童・生徒に推薦図書リストを配布したり、読んで欲しい本の紹介をしあったりするなどして読書活動の推進を図ります。

カ 公立図書館を常時開放できるための体制作りを図るため、司書、司書教諭の資格や経験のある人を地域からボランティアで募集し、図書室運営などの協力や支援を得ます。

キ 各学校に読書活動推進員の配置を進め、調べ学習などで必要な図書、関連する図書や資料の展示、読書相談など児童・生徒の学習活動の充実を図ります。

ク 蔵書目録などのデータベースの構築に続き、インターネット環境の整備を整え学校間で利用できるシステムを確立します。

ケ 学校図書室に親しみ、利用マナーの向上のためのオリエンテーションの実施を図ります。

### (2) 学校関係者の意識高揚

#### ① 現 状

これまで読書活動は、教師一人ひとりの意識・関心によるところが大きかったと言えますが、読み聞かせや朝の読書などの学校全体としての取組みが広がるとともに、読書に対する認識も高くなりつつあります。

#### ② 充実に向けての取組み

ア 学校図書室環境づくりの研修や「子ども読書の日」(注5)の記念事業などへ参加します。

イ 県立図書館及び公立図書館の司書職員等を講師として、学校図書室を支援するボランティアや市民団体等に読書活動、図書館サービスなどの研修を実施します。

ウ 司書教諭に対する研修の充実を図ります。

(注5)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日に定めています。

### (3) 読書の習慣を身につける機会の提供

#### ① 現 状

学校では、読書への認識が高まり、「朝の読書」など読書活動を実践している学校が増えています。

しかし、読書活動の核となる司書教諭等の配置が十分ではないため、児童・生徒への読書案内等の啓発活動が活発に行われていない状況にあります。

また、児童・生徒への継続的な読書への動機付けや指導等のために読書活動推進員を配置するとともに、学校と家庭、地域との連携を図りましたが、十分な成果をあげるに至っていません。

#### ② 充実に向けての取組み

ア 市内各校で、児童・生徒に「朝の読書」、「10～15分間読書運動」が広がるよう取組みます。

イ 地域団体やボランティアの支援・協力により、読み聞かせやブックトークなどの機会を増やし、子どもが自ら本と向き合うよう動機付けをします。

ウ 調べ学習や総合的な学習の時間などで学校図書室や公立図書館及び図書室の利用を促します。

エ 「読書週間」(注6) や「子ども読書の日」などの機会を捉えて、展示等による啓発活動を充実するとともに、関係機関や地域団体と連携し、読書活動の推進を図ります。

オ 余裕教室などを活用して、子どもたちがくつろいで読書する場を設けます。

カ 「読書オリンピック」(注7) 等市内の全小・中学校対象の事業を行い、子どもたちに読書の習慣づけをします。

(注6)10月27日から11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中して行われる期間のことです。

(注7)児童・生徒が1年間に読んだ冊数を学校単位で競い、より多くの本を読んだ学校には賞状等を贈ります。

## 3 公立図書館（図書室）

### (1) 読書活動推進事業の実施

#### ① 現 状

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」を合言葉に、本や情報を必要とする人と結びつけることが図書館の使命です。現在、市内に公立図書館は1館及び図書室が4館ありますが、広い市域を全てカバーすることはできないため、気軽に利用できる市民や子どもたちが限られています。

#### ② 充実に向けての取組み

ア 子どもが求める本や求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図ります。

イ 開館日の増や、また、開館時間の延長など公共図書館及び図書室の利便性の向上を図ります。

ウ 公立図書館及び図書室蔵本の貸出・返却がどこでも行えるようにするため、ネット

- ワークを構築、拡充し、利便性の向上を図ります。
- 工 保健所、健康センターでの子育て支援事業における連携・協力を進めます。
- 才 調べ学習や総合的な学習の時間等の場として、児童・生徒の受入れ態勢の充実を図ります。
- 力 障がいのある子どものための図書資料等を整備し、利用の促進を図ります。
- キ 「読書週間」「子ども読書の日」等の機会を捉えて、講演会の開催、読書への啓発活動を推進します。
- ク 学校や団体等の求めに応じ、図書館司書を派遣します。
- ケ 学校へのボランティア派遣などの情報提供を推進します。
- コ 移動図書館車による、地域全体への巡回貸し出し等のサービス提供を行います。

## (2) 市民団体などへの支援・連携とボランティアの育成

### ① 現 状

ボランティアの活動の場として、教育委員会、公立図書館及び図書室との協働事業、整架・配架・本の修理作業、対面朗読、図書館職員への研修など様々な活動の場があります。また、市内にはたくさんのおはなしボランティアや団体が、おはなし会などの活動を行っています。

### ② 充実に向けての取組み

- ア 市民団体やボランティアと連携し、講演会や研修会を開催するとともに、読み聞かせなどの充実や読書活動の支援を図ります。
- イ 公民館講座や市民団体等と協働し、「ボランティア養成講座」を開催し、講座修了者に活動の場を提供します。
- ウ 施策の実現を図るため、様々な活動をサポートすることのできるボランティアの把握をし、図書館ボランティアの登録を行います。

## (3) 読書相談・読書情報の提供

### ① 現 状

乳幼児や小学生などにブックリストや図書館通信を配布したり、読書相談を隨時実施しています。また、インターネットによる図書館の蔵書検索、ホームページへの「おはなし会」や新着案内の掲載を行っていますが、全市のネットワーク化がなされていないため、全市の情報を網羅するには至っていない状況です。

### ② 充実に向けての取組み

- ア 定期的にブックリストを更新し、小・中学校等に配布します。
- イ 子どもの読書案内に応じることができる司書を配置します。
- ウ ホームページに子ども向けの推薦図書リストやイベントなどの情報の提供をします。

## 4 幼稚園、保育園、児童館、地区公民館

### (1) 読書の楽しさを体感するための読み聞かせの充実

#### ① 現 状

幼稚園や保育園では、園児に日々の時間内で読み聞かせや読書の時間を設けています。

また、児童館、地区公民館では、図書室が設置されていますが、蔵書数が十分ではないため、子どもたちの興味・関心を引く本が少なく、利用の減少や利用されていない所が目立つ状況です。

#### ② 充実に向けての取組み

- ア 市民団体や公立図書館、図書室で実施している読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会に参加します。
- イ 保護者に「読書週間」、「子ども読書の日」等読書に関する情報を提供します。
- ウ 育児サークルなどによる読み聞かせや研修を実施する場の提供をします。
- エ 図書コーナーの充実を図ります。
- オ 関係機関との連携を密にし、子どもたちの読書ニーズに応じた図書の充実を図ります。
- カ ブックリストや読書に関するリーフレットなどを作成し、保護者に配布します。
- キ 移動図書館車による幼稚園、保育園や地域全体への巡回貸し出しサービスの提供を有効的に活用します。

## 第3章 施策の効果的な推進に向けて

### 1 推進体制等

#### (1) 連携・協力体制の促進

本計画の推進には、家庭、学校、地域が一体となった取組みが必要なため、関係機関、団体等との連携・協力関係をさらに強化し、具体的な方策を推進する体制を整備します。

### 2 財政上の措置

(1) 本計画に挙げられた各施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 本計画の推進のため、役割に応じた必要な財政上の措置を講ずるよう、国・熊本県へ働きかけていきます。

## 5 生涯読書活動推進計画

市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市生涯読書活動推進計画」を策定します。

### 第1章 生涯読書活動推進計画策定のための基本方針

#### 1 生涯読書活動推進の意義

私たちを取り巻く社会環境は、高度情報化、国際化、少子高齢化といった言葉に代表されるように激変し、複雑化しています。このような状況の中にあって、私たちは自分の生活に経済や物質的な豊かさばかりでなく、内面的な心の豊かさを求めていきます。

また、生きがいを持ち、豊かな生活を送るために「生涯にわたって学び続けたい」という生涯学習に対する意欲はしだいに高まっています。生涯学習活動をする上で、読書は大きな根幹をなすものとして、重要な位置を占めています。

人は人生の各期を通じて、読書により自らの能力や適性を向上させ、意欲に応じて学習することにより、変化の激しい現代社会に対応し、自らが考えて、生きる力や良識・教養を培い人格を高めることで、充実した人生を送ることができます。

さらに、読書は、日常生活を営むための知恵を獲得し、また職業上では必要な知識・技能の修得、資格取得などの実利的な情報を得る手段もあります。また、趣味や余暇時間の充実が心の憩いとなり、異なる言語の文化に触れて国際的な視野と見識を持つこともできます。

このように、読書が人間形成に深く広範な影響力を持つことを考えるとき「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しむことができるまちづくりが必要です。生涯学習時代にふさわしく、市民一人ひとりのライフステージに応じた読書活動を推進することは重要な意義を持っています。

#### 2 生涯読書活動の現状

国では平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、国を挙げた子どもの読書活動への支援が行われています。

また、平成17年には読書に親しむ環境づくりを進めるため、「文字・活字文化振興法」が施行されました。子どもの読書活動を支えるのは言うまでもなく大人であり、その大人が読書に親しんでこそ、子どもの読書活動を推進する力となります。

新聞社の「読書」に関する全国世論調査で、この1ヶ月に本を読まなかった人の割合は、ほぼ半数を占め、とくに20歳代で過去最多になりました。若者の「本離れ」の傾向は一層進んでいますが、50歳代、60歳代で「本回帰」が目立っています。読書活動が低迷している理由としては、生活様式の変化、価値観の多様化、趣味や地域活動への関わり、情報メディアの急速な普及などの影響もあって、その必要性を感じながらも読書離れが進んでいる現状です。

この調査結果は、山鹿市民の読書傾向にも反映しているものと思われます。

公立図書館及び図書室の登録者数は、平成20年度と比べると平成23年度は17%増となり、延べ利用者については21%増となっています。また、貸出冊数についても64%増となっていますが、13才から22才までの利用者数は全体の8%に留まっており、図書館では同年代の利

用促進につながる読み聞かせや、読書にかかわるイベント等を定期的に開催する必要があります。

高度情報化社会、高齢化、団塊の世代の大量離職など社会の変化に対応し、読書の果たす役割や重要性について関係機関との連携や啓発・普及活動に取組み、市民の生涯読書活動の推進を図ることが急務となっています。

### 3 生涯読書活動推進の基本的な考え方

#### （1）市民が自主的に読書に親しむ環境の整備

市民が日常生活の中に読書を取り戻すための「いつでも、どこでも、だれでも」本に触れることができる環境を整備します。

#### （2）すべての市民の読書活動を推進するための連携や支援による取組み

市民一人ひとりが自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関や団体が相互に連携し、支援を行います。

#### （3）読書に対する理解や関心を高めるための啓発及び普及活動

読書の果たす役割や必要性に興味・関心を深めてもらうための啓発及び普及を行い、読書習慣の定着を図ります。

## 第2章 生涯読書活動推進のための取組み

### 1 自主的に読書に親しむための環境整備

#### (1) 公立図書館及び図書室等での読書活動の推進

- ① 新図書館建設に伴い、当施設への専門職の配置、蔵書及び利用者を考慮した施設整備などの充実を図ります。
- ② 公立図書館と図書室の連携を促進し、一体となったサービスの提供を図ります。
- ③ 情報提供サービスコーナーを設置し、市民が求める日常生活での情報を提供します。
- ④ 公共図書館のYA（ヤングアダルト：12歳～18歳）コーナーの充実や、新たに図書室にコーナーの設置を図ります。
- ⑤ 高齢者や障がい者向けの図書などの拡充を図ります。
- ⑥ 外国人向けの図書の充実を図り、情報提供のサービスを行います。
- ⑦ 読書活動などの経験のある読書友の会やボランティアと協働して、読み聞かせや対面朗読などの読書サービスの向上を図ります。
- ⑧ 職員研修を図り、司書の配置を進めて専門的なサービスの向上を図ります。
- ⑨ 公立図書館及び図書室の蔵書の充実や開館時間などサービスの向上を図ります。

#### (2) 電子情報によるサービスの向上

- ① 公立図書館及び図書室の図書館システムのネットワーク化を実現し、どの公立図書館、図書室の資料も相互利用ができるようにします。
- ② ホームページ・山鹿市情報メールサービスを通じて、新刊書やおすすめの本及びイベントの情報の提供などができるようにします。

#### (3) 高齢者や障がい者などへのサービスの充実

- ① 老人ホームなどの施設を訪問した読み聞かせの実施など、移動図書サービスの充実を図ります。
- ② 身体の不自由な方、寝たきりの方への本の宅配サービスを充実します。
- ③ 生涯学習のための「調べ学習会」「読書会」などを支援する場と資料を提供します。
- ④ 移動図書館車による地域全体への巡回貸し出し等、サービスの提供を行います。

#### (4) 利用者の利便性の向上

- ① 公立図書館利用者のための駐車場の整備を図ります。
- ② 開館日の増や開館時間の延長など、公立図書館の利便性の向上を図ります。

### 2 読書活動を推進するための連携や支援

#### (1) 読書団体間の交流や連携・支援

- ① 朗読グループなどのボランティア団体が行う活動を支援します。
- ② 市内での講座・講演会が行われる際に、開催内容に関連する図書・雑誌等の資料の展示、貸出を行います。
- ③ 行政関係機関や経済団体並びに商店や病院等の協力を求めて、ミニ図書館（街角ライブラリー）の設置を図ります。

#### (2) ボランティアの育成と支援

- ① 「おはなし会」や読み聞かせができるボランティアを育成します。
- ② 公立図書館及び図書室で働くボランティアを育成します。
- ③ 高齢者や会社を定年退職して地域社会に戻ってきた団塊世代の人々に、これまでの知識と経験の蓄積を生かした文化や情報に関する仕事への参加を促します。

(3) 学校図書室などの利用と連携

- ① 市内の学校図書室との相互利用を促進します。
- ② 県立図書館や他市町村の公立図書館との相互利用を促進します。

3 理解や関心を高めるための啓発及び普及

- (1) 「山鹿市民読書の日」を制定し、読書週間を設けます。
- (2) 街角ライブラリーの増設を図ります。
- (3) ポスターを作成し、公共機関や書店に掲示します。
- (4) 広報により、随時関連図書や行事を周知します。
- (5) 読書振興大会を開催します。
- (6) 読書オリンピックを開催します。

## 第3章 施策の効果的な推進に向けて

### 1 財政上の課題と措置

(1) 山鹿市における読書活動を推進するためには、より身近なところに公立図書館があることや、図書室の充実が図られるなど、市民が日常生活の中で読書に親しめる環境の整備が必要です。

現下の厳しい社会経済状況の中には、これらの整備は大きな課題となっていますが、本計画に掲げられた各種の施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体は、その役割に応じて財政上の措置を講ずるように努めます。

### 6 計画の期間

この計画の期間は、平成25年から平成29年までの5年間とします。



# 参考資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・・ 20~22
- 文字・活字文化振興法 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23~25

## ○子どもの読書活動の推進に関する法律

(資料1)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### (財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 文字・活字文化振興法

(資料2)

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

**2** 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

**3** 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようになるとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第十二条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。